

出金申請方法

1. 出金対象案件

1) 各部門で発生する出費等の申請

- ① 原則物品購入後に領収証を添付して出金を申請
- ② 購入にあたり事前に代金が必要な場合は「仮払」にて出金依頼を申請
(仮払出金時は、後日最終決済を完了させてください)
- ③ 物品以外は支払根拠等を示すものを添付してください

2) 弔慰金申請

- ① 自治会則第15条: 会員(同居親族を含む)の死亡に対し花輪又は御香料を贈る
- ② 自治会会則細則: 香典10,000円または10,000円相当の花輪代
- ③ 会員宅の不幸が班長に伝わるのに月日がかかる場合がありますが、ご遺族了承のもと班長判断で申請頂ければ対応させていただきます
- ④ 申請書の起票は各班班長(要求元: 班長名)

2. 申請方法

1) 申請用紙(=出金依頼書)

次のいずれかの方法で入手してください

- ① 4月班長会で「出金依頼書blank用紙」を配布
- ② ホームページ(役員・班長専用ページ)からダウンロード

2) 書き方

- ① 「何のための出金か」が解れば、特に文言の規制はありません
- ② サンプルに準ずる記載方法で作成ください

3) 提出方法

- ① 記載した出金依頼書を「会計担当者の自宅郵便受け」に投函
- ② またはEメールに出金依頼書を添付し送信(原本の再提出は不要)

令和5年度担当者: 会計 石井 悟

自宅住所: 個人情報のため役員名簿参照ください

Eメール: 個人情報のため役員名簿参照ください

電話番号: 個人情報のため役員名簿参照ください

- ③ ホームページ出金申請下方の「入力フォーム」を使用しての申請も可能(オンライン申請)

4) お支払い

- ① 受付締切は毎月末日締め、翌月班長会でのお支払い
- ② 支払日は原則「班長会開催日」となりますが、緊急の場合は随時対応予定です
- ③ 弔慰金は六丁目自治会名で不祝儀袋に入れてお渡しいたします

以上